平成２１年（フ）第６５号
北海道登別市若草町３丁目35番地11
破産者　杉本　宏文
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
岩手県北上市和賀町横川目33地割９番地５
破産者　名須川憲人
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３６６号
埼玉県熊谷市佐谷田3400番地　コーポ出浦101号
破産者　大嶋　和人
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２９４１号
名古屋市昭和区隼人町６番地の18　ユタカマンション40Ｅ号
破産者　上西　記子
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２５２号
愛知県瀬戸市西拝戸町９番地の74
破産者　鬼頭　威裕
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３６５号
名古屋市西区則武新町１丁目９番５号
破産者　遠山　幸彦
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６６号
名古屋市千種区京命１－８－22　サンハイツ末広102、住民票上の住所名古屋市名東区赤松台307番地　ファミール赤松台Ｃ棟
破産者　加古　彰彦
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１５０９号
京都府綴喜郡宇治田原町銘城台12番地の14
破産者　中村　弘一
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０４５号
京都市北区大宮北椿原町１番地２
破産者　山口　弘躬
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１９４３号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地64棟1110号
破産者　吉川塗装こと　吉川　武志
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１０号
兵庫県明石市西明石南町１丁目９番10号、従前の住所兵庫県明石市大久保町ゆりのき通２丁目３番地の５　１－301号
破産者　中野　純夫
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０７１号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番７－1509号
破産者　泉　　和夫
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０７２号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番７－1509号
破産者　泉　紀世子
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２３７号
神戸市垂水区青山台５丁目６番　東垂水住宅３号棟　323号、開始決定時の住所神戸市中央区相生町５丁目15番10－801号
破産者　笹田　良二
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３２号
神戸市須磨区横尾６丁目３番地31号棟103号、従前の住所神戸市兵庫区三川口町２丁目５番８－802号
破産者　望月　寿一
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２８６号
兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町１丁目35番地ロワイヤル英賀保弐番館201
破産者　前田　健吾
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７７９号
兵庫県赤穂市東有年348番地
破産者　池永　栄子
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８６２号
兵庫県姫路市飾磨区今在家北３丁目121番地７
破産者　井上　誠三
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第２１５３号
広島県東広島市八本松東３丁目７番２－301号谷口ビル
破産者　休束　正義
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部